

# 平成29年度(平成28年分)市・県民税申告についてのご案内

お問い合わせ 市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

2月16日(木)から3月15日(水)までの間、下記の会場で申告受付を予定しています。

- 事業所得(農業・漁業・営業・不動産所得等)の收支内訳書は、必ずご自身で作成してご持参ください。(9ページも合わせてご覧ください。)
- 医療費控除を申告される方は、医療を受けた人別・医療機関別に集計した内訳を作成してご持参ください。
- 市・県民税申告書提出の際に、マイナンバーの記載が必要です。また、本人確認書類の提示または、写しの添付が必要です。(詳しくは、10ページをご覧ください。)

**事前に事業所得の收支内訳書を作成されていなかった場合、作成いただいた後に受け付けとなります。**

○作成済の所得税申告書は、期間中、相談会場で受け取ります。税務署行の封筒に入れ封印してご持参ください。

**【常設申告相談会場】** 受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

会場	相談日(土・日曜日を除く)
アミューズメント佐渡 1階 はまなすホール ※佐渡税務署による所得税確定申告相談と合同開催	2月16日(木)～3月15日(水)
市役所相川支所 2階 市民ホール	

**【臨時申告相談会場】** 受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

会場	相談日(土・日曜日を除く)
佐渡島開発総合センター 1階 会議室 ※佐渡島開発総合センターの改修・両津支所移転作業のため、2月16日(木)～26日(水)の間、申告を受け付けすることができません。この期間は、アミューズメント佐渡会場で申告してください。	2月27日(月) <sup>(※)</sup> ～3月15日(水)
赤泊総合文化会館 2階 第2会議室	2月16日(木)～2月23日(木)
小木地区公民館 1階 会議室	2月24日(金)～3月3日(金)
市役所羽茂支所 3階 第2会議室	3月6日(月)～3月15日(水)

次の方は、アミューズメント佐渡会場の税務署受付で申告してください。

- 土地・建物・株式等の譲渡所得のある方
- 住宅ローン控除を受ける初年度の方
- 青色申告および消費税を申告される方

**税の申告でおむつ代に係る医療費控除を受ける方は「おむつ使用証明書」が必要です**

傷病により概ね6カ月以上の期間寝たきりであり、医師の治療を受けている方のおむつ代は、所得税や市・県民税の申告の際に医療費控除の対象となります。

初めておむつ代に係る医療費控除を受ける方は、医療機関で発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代金の領収書」が必要です。

また、控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けている方は、要介護認定で使用する主治医意見書を確認し、その要件を満たした場合、市で「おむつ使用証明書」に代わる確認書を交付します。詳しくは、お問い合わせください。

**証明書に関するお問い合わせ**

市役所高齢福祉課 介護保険係

☎63-3790

または各支所・行政サービスセンター(介護保険担当)

**所得税、市・県民税の申告に関するお問い合わせ**

市役所税務課

市民税係

☎63-5110